

呉市子ども・子育て支援事業計画
(改定版)



平成30年3月

呉市

目 次

第1章 計画改定の趣旨	
1 計画改定の背景	1
2 計画改定の考え方	1
3 主な修正点	2
第2章 事業計画	
1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について	3
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	7
(1) 一時預かり事業	7
(2) 延長保育事業	11
(3) 病児・病後児保育事業	12
(4) 地域子育て支援拠点事業	13
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	14
(6) 妊婦健康診査事業	15
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ，トワイライトステイ）	15
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	15
(9) 養育支援訪問事業，要保護児童等に対する支援に資する事業	16
① 子育てヘルパー派遣事業	16
② 児童家庭相談事業	16
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	17
(11) 利用者支援事業	23
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	23
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	23
第3章 実施計画	
1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援	24
重点施策（1）地域における子育て支援の充実	24
重点施策（2）教育・保育サービスの充実	27
重点施策（3）子育て支援のネットワークづくり	29
重点施策（4）子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進	30
2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり	31
重点施策（1）子どもや母親の健康の確保	31
重点施策（2）「食育」の推進	33
重点施策（3）思春期保健対策の充実	34
重点施策（4）小児医療の充実	35

3	基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	36
	重点施策（1）次代の親の育成	36
	重点施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	37
	重点施策（3）家庭や地域の教育力の向上	39
	重点施策（4）青少年の健全育成及び非行等への対応	40
4	基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備	41
	重点施策（1）子どもの安全の確保	41
	重点施策（2）安心して外出できる環境の整備	42
	重点施策（3）安全・安心なまちづくりの推進	43
5	基本目標5：子育てと仕事の両立支援	44
	重点施策（1）切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児）	44
	重点施策（2）ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し	46
	重点施策（3）子育てと仕事の両立の推進	47
	重点施策（4）家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進	49
6	基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援	50
	重点施策（1）児童虐待防止対策の充実	50
	重点施策（2）子どもの貧困対策（ひとり親家庭等）	51
	重点施策（3）障害児施策の充実	54

第4章 資料編

1	基礎データ	56
	（1）呉市内の幼稚園	56
	（2）呉市内の保育所（園）	57
	（3）認定こども園	58
	（4）小規模保育事業	59
	（5）呉市内の地域子育て支援拠点	59
	（6）呉市内の小学校	60
	（7）呉市内の中学校	61
	（8）呉市内の特別支援学校	61

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の背景

「呉市子ども・子育て支援事業計画」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「すくすく・のびのび・子育てが楽しいまち くれ」を基本理念とし、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、障害児支援、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目的として平成27年3月に策定した計画です。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条の規定に基づく基本的な指針では、市町村は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には市町村は子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととされているとともに、内閣府作成の「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」（平成29年1月27日、同年6月29日改訂）では、平成28年4月1日時点の実績値が、市町村計画における教育・保育の量などの見込みと比較して10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要とされています。

呉市子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の量や地域子ども・子育て支援事業の量について、市域を分割して提供区域を設定し推計していますが、かい離が10%を超える提供区域があることから、当該計画の見直しを行っています。

2 計画改定の考え方

国の指針に基づき10%以上かい離がある事業等について、見直し作業を行った結果、10%以上のかい離があるものの、現計画の遂行に支障がないと判断するものについては、「量の見込み」及び「確保方策」を修正することなく平成31年度まで事業を実施するものとしています。ただし、その場合であっても次期計画の策定時における現計画の検証の際には、今回の中間見直しの状況を十分に反映させるものとしています。

また、本計画の基本理念・基本目標については、変更はありませんが、上位計画の見直しによる影響のほか、計画策定後に新たに開始した事業や拡充した制度に係る実施計画部分の追加・修正を行っています。

さらには、今後の新たな施策展開が想定される中で、計画策定時と現時点との間で、社会情勢や子育て世帯を取り巻く状況に変化が生じたものや、その後の調査等により新たな課題が浮き彫りになったものなどについて、整合性が取れるよう内容を修正しています。

3 主な修正点

(1) 事業計画の修正

見直しの結果、次の項目を修正しています。

【教育・保育事業】 P 3～P 6

- ・「⑦安芸灘」を除く提供区域の量の見込み等を下方修正

七つの提供区域のうち六つの提供区域を下方修正し、計画上不足する区域については、認可施設の定員増や認定こども園への移行促進等で対応することとしています。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ・(9) 養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業の「②児童家庭相談事業」を増加傾向にある児童虐待相談件数に合わせて量の見込み等を修正 P 1 6

増加傾向にある児童虐待相談件数に合わせて量の見込み及び確保方策を修正しました。

- ・(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）を利用率等の実績値を基に一部の提供区域において、量の見込み等を修正 P 1 7～2 3

利用率等の実績値を基に一部の提供区域において、量の見込み及び確保方策を次のとおり修正しました。

（確保方策を上方修正した児童会）

明立，横路バンビ，仁方あいじ，昭和西なかよし，昭和南ひまわり，昭和北

（確保方策を下方修正した児童会）

港町，広みさか，白岳すみれ，落走，三津口

(2) 実施計画の修正 P 2 4～P 5 5

【現状と課題及び施策の方向性の修正】

「子どもの生活実態に関する調査」の調査結果など計画策定後の状況に合わせて「現状と課題」及び「施策の方向性」の文言を修正しました。

【新規事業の追加及び廃止事業の削除】

計画策定後、新たに事業を開始した「産前・産後サポート事業」などを追加し、事業を廃止した「放課後子ども教室」などを削除しています。

(3) 資料編基礎データの時点修正

保育所，認定こども園など基礎資料に記載している施設等のデータを平成30年3月時点のものに修正しています。

【基礎データ】 P 5 6～P 6 1

- ・認定こども園へ移行した教育・保育施設や統廃合した小学校などのデータを修正しています。

第2章 事業計画

1 教育・保育事業の量の見込みと確保方策について

当初計画の見込み量に対して実際の確保方策となる実績値は全体的に少ない状況であり、修正箇所が多くは、下方修正しています。ただし、「安芸灘提供区域」については、既に見込み量以上を確保できていることから、修正は行なっていません。

①天応・吉浦

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
量の見込み	82	142	6	77	307	93	144	8	75	320
確保方策	82	176	13	61	332	93	167	13	57	330
過不足	0	34	7	▲16	25	0	23	5	▲18	10

②中央・宮原・警固屋

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
量の見込み	838	565	53	337	1,793	799	626	66	392	1,883
確保方策	838	599	69	337	1,843	799	660	83	392	1,934
過不足	0	34	16	0	50	0	34	17	0	51

③音戸・倉橋

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
量の見込み	0	223	6	70	299	0	209	6	67	282
確保方策	0	276	15	74	365	0	276	15	74	365
過不足	0	53	9	4	66	0	67	9	7	83

④阿賀・広・仁方・郷原

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
量の見込み	1,119	842	53	446	2,460	1,103	792	61	451	2,407
確保方策	1,119	883	87	385	2,474	1,103	876	103	425	2,507
過不足	0	41	34	▲61	14	0	84	42	▲26	100

※太枠内は、修正後の計画値となります。

(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
91	136	9	78	314	101	142	18	68	329	97	138	21	64	320
91	137	21	64	313	101	142	18	68	329	97	138	21	64	320
0	1	12	▲14	▲1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○不足については、認可施設における定員増により対応します。(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
757	676	58	403	1,894	835	683	89	410	2,017	819	661	87	406	1,973
757	664	87	406	1,914	835	664	87	406	1,992	819	661	87	406	1,973
0	▲12	29	3	20	0	▲19	▲2	▲4	▲25	0	0	0	0	0

○不足については、認定子ども園への移行促進等による対応を検討します。(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
0	193	5	75	273	18	136	4	71	229	19	137	4	66	226
0	241	15	69	325	0	154	15	69	238	19	137	4	66	226
0	48	10	▲6	52	▲18	18	11	▲2	9	0	0	0	0	0

○不足については、認可施設における定員増により対応します。(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計	1号認定	2号認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
1,005	811	71	502	2,389	951	873	75	487	2,386	953	871	73	472	2,369
1,005	869	113	436	2,423	951	869	113	436	2,423	953	871	73	472	2,369
0	58	42	▲66	34	0	▲4	38	▲51	▲17	0	0	0	0	0

⑤川尻・安浦

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		計	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		計
			0 歳	1・2 歳				0 歳	1・2 歳	
量の見込み	191	212	11	103	517	182	210	9	84	485
確保方策	180	233	12	105	530	180	233	12	105	530
過不足	▲11	21	1	2	13	▲2	23	3	21	45

⑥昭和

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		計	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		計
			0 歳	1・2 歳				0 歳	1・2 歳	
量の見込み	585	309	21	195	1,110	598	289	29	184	1,100
確保方策	585	323	29	158	1,095	598	323	29	158	1,108
過不足	0	14	8	▲37	▲15	0	34	0	▲26	8

⑦安芸灘

年 度	平成 27 年度（実績）					平成 28 年度（実績）				
	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		計	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		計
			0 歳	1・2 歳				0 歳	1・2 歳	
量の見込み	22	33	3	12	70	15	27	3	18	63
確保方策	22	33	8	25	88	15	27	8	25	75
過不足	0	0	5	13	18	0	0	5	7	12

※太枠内は、修正後の計画値となります。

(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号 認定	2号 認定	3号認定		計	1号 認定	2号 認定	3号認定		計	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
158	188	10	92	448	150	198	7	80	435	147	191	7	74	419
158	233	12	105	508	150	198	7	80	435	147	191	7	74	419
0	45	2	13	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○不足については、認可施設における定員増により対応します。(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号 認定	2号 認定	3号認定		計	1号 認定	2号 認定	3号認定		計	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
553	271	19	196	1,039	515	307	16	181	1,019	499	297	16	172	984
553	308	37	164	1,062	515	307	37	164	1,023	499	297	16	172	984
0	37	18	▲32	23	0	0	21	▲17	4	0	0	0	0	0

(単位：人)

平成 29 年度 (実績)					平成 30 年度					平成 31 年度				
1号 認定	2号 認定	3号認定		計	1号 認定	2号 認定	3号認定		計	1号 認定	2号 認定	3号認定		計
		0歳	1・2歳				0歳	1・2歳				0歳	1・2歳	
11	25	2	18	56	11	15	1	15	42	11	15	1	14	41
11	27	8	25	71	11	15	1	15	42	11	15	1	14	41
0	2	6	7	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

地域子ども・子育て支援事業のうち（９）養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業の①児童家庭相談事業及び（１０）放課後児童健全育成事業（放課後児童会）について、修正を行っています。なお、計画を修正した事業は、該当箇所を太枠で囲んでいます。

（１）一時預かり事業

保護者が、冠婚葬祭や急な傷病、入院、あるいは保育要件に満たない短時間就労などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において教育・保育施設などで一時的に預かる事業です。

①1号認定（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

<天応・吉浦>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		74	74	73	73	71
確保方策	実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	延受入人数	74	74	74	73	71
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		569	571	591	564	546
確保方策	実施箇所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	延受入人数	569	571	591	564	546
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策	実施箇所	—	—	—	—	1か所
	延受入人数	0	0	0	0	2
過不足		▲2	▲2	▲2	▲2	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

<阿賀・広・仁方・郷原>

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		1,290	1,241	1,183	1,163	1,143
確保方策	実施箇所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	延受入人数	1,290	1,241	1,183	1,163	1,143
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		550	526	481	455	447
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	550	526	481	455	447
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		203	203	191	190	185
確保方策	実施箇所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	延受入人数	203	203	191	190	185
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		4	3	2	2	2
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	4	3	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

② 2号認定（幼稚園等における在園児のうち2号認定こどもの一時預かり）

<天応・吉浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		282	288	289	287	278
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	282	288	289	287	278
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,264	1,254	1,309	1,246	1,211
確保方策	実施箇所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	延受入人数	1,264	1,254	1,309	1,246	1,211
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		48	46	42	41	41
確保方策	実施箇所	—	—	—	—	1 か所
	延受入人数	0	0	0	0	41
過不足		▲48	▲46	▲42	▲41	0
※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。						

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		2,619	2,514	2,405	2,361	2,316
確保方策	実施箇所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	延受入人数	2,619	2,514	2,405	2,361	2,316
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		656	644	590	576	561
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	656	644	590	576	561
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,877	1,883	1,764	1,759	1,715
確保方策	実施箇所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	延受入人数	1,877	1,883	1,764	1,759	1,715
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		30	8	10	3	5
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	30	8	10	3	5
過不足		0	0	0	0	0

③その他（在園（所）児童以外の一時的預かり）

＜天応・吉浦＞

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		46	48	49	48	45
確保方策	実施箇所	—	—	1 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	0	0	49	48	45
過不足		▲46	▲48	0	0	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

＜中央・宮原・警固屋＞

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		185	181	182	176	171
確保方策	実施箇所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	延受入人数	185	181	182	176	171
過不足		0	0	0	0	0

＜音戸・倉橋＞

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		39	38	37	35	35
確保方策	実施箇所	—	—	—	1 か所	1 か所
	延受入人数	0	0	0	35	35
過不足		▲39	▲38	▲37	0	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

＜阿賀・広・仁方・郷原＞

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		457	446	433	426	428
確保方策	実施箇所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	延受入人数	457	446	433	426	428
過不足		0	0	0	0	0

＜川尻・安浦＞

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		88	109	107	103	100
確保方策	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	88	109	107	103	100
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		243	240	233	230	224
確保方策	実施箇所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	延受入人数	243	240	233	230	224
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策	実施箇所	—	—	—	1 か所	1 か所
	延受入人数	0	0	0	1	1
過不足		▲ 1	▲ 1	▲ 1	0	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

<天応・吉浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		148	148	148	145	139
確保方策	実施箇所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	受入人数	148	148	148	145	139
過不足		0	0	0	0	0

<中央・宮原・警固屋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		299	295	295	284	280
確保方策	実施箇所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
	受入人数	299	295	295	284	280
過不足		0	0	0	0	0

<音戸・倉橋>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		209	202	195	191	189
確保方策	実施箇所	—	—	—	—	1 か所
	受入人数	0	0	0	0	189
過不足		▲209	▲202	▲195	▲191	0

※事業期間内にニーズに対応できるよう対策を検討します。

<阿賀・広・仁方・郷原>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		698	678	657	648	639
確保方策	実施箇所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
	受入人数	698	678	657	648	639
過不足		0	0	0	0	0

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		231	228	221	219	212
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	受入人数	231	228	221	219	212
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		335	330	320	316	309
確保方策	実施箇所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	受入人数	335	330	320	316	309
過不足		0	0	0	0	0

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		15	15	15	15	15
確保方策	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	受入人数	15	15	15	15	15
過不足		0	0	0	0	0

(3) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

<全市> ※提供区域は全市対象

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		9,547	9,391	9,197	8,999	8,832
確保方策	実施箇所	2 か所	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所
	延受入人数	3,920	3,920	5,880	7,840	8,832
過不足		▲5,627	▲5,471	▲3,317	▲1,159	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

＜天応・吉浦＞

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		4,644	4,452	4,224	4,140	4,044
確保方策 (センター型)	実施箇所	-	-	-	1か所	1か所
	延受入人数	0	0	0	4,140	4,044
過不足		▲4,644	▲4,452	▲4,224	0	0

※事業期間内に「地域子育て支援拠点事業」が実施できる認定こども園への移行促進を行うなど、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

＜中央・宮原・警固屋＞

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み		20,544	20,064	19,200	18,828	18,468	
確保方策	ひろば型	実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		延受入人数	17,544	17,064	16,200	15,828	15,468
	センター型	実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		延受入人数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足		0	0	0	0	0	

＜音戸・倉橋＞

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		5,436	5,460	5,592	5,460	5,328
確保方策 (センター型)	実施箇所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
	延受入人数	2,500	2,500	3,500	5,460	5,328
過不足		▲2,936	▲2,960	▲2,092	0	0

※事業期間内に「地域子育て支援拠点事業」が実施できる認定こども園への移行促進を行うなど、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

＜阿賀・広・仁方・郷原＞

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み		45,684	45,636	45,096	44,172	43,128	
確保方策	ひろば型	実施箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	
		延受入人数	39,684	39,636	39,096	38,172	37,128
	センター型	実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		延受入人数	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
過不足		0	0	0	0	0	

<川尻・安浦>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		8,880	8,556	8,772	8,592	8,388
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	8,880	8,556	8,772	8,592	8,388
過不足		0	0	0	0	0

<昭和>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		14,544	14,160	14,220	13,920	13,596
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所
	延受入人数	10,000	10,000	10,000	13,920	13,596
過不足		▲4,544	▲4,160	▲4,220	0	0

※事業期間内に「地域子育て支援拠点事業」が実施できる認定こども園への移行促進を行うなど、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

<安芸灘>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		132	132	180	180	168
確保方策 (センター型)	実施箇所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	延受入人数	132	132	180	180	168
過不足		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

<全市>

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
確保方策		1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
過不足		0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

<全市>

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
確保方策	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
過不足	0	0	0	0	0

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

<全市>

(単位：延利用日数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	264	257	250	241	239
確保方策（ショートステイ）	226	230	235	240	250
過不足	▲38	▲27	▲15	▲1	11

<全市>

(単位：延利用日数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	204	191	179	168	157
確保方策（トワイライトステイ）	295	295	295	295	295
過不足	91	104	116	127	138

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

<全市>

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,105	1,094	1,083	1,072	1,060
確保方策	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
過不足	116	127	138	149	161

(9) 養育支援訪問事業，要保護児童等に対する支援に資する事業

①子育てヘルパー派遣事業

養育支援が必要と認められる世帯に対し，家事，育児等の援助を行うことにより，当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り，家庭の養育力の育成及び向上を支援するために，子育てヘルパーを派遣する事業です。

<全市>

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策(子育てヘルパー派遣事業)	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
過不足	452	452	452	452	452

②児童家庭相談事業

児童虐待を始めとして，子どもを取り巻く問題は，複雑・多様化しており，問題が深刻化する前に早期に発見し，早期に支援していくことで家庭の安定を図るとともに，地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

【対応方針】

- ・近年の虐待相談等の増に対応する相談員の確保と専門研修などによる質の向上を図り，相談体制の充実に努めていきます。
- ・個別ケース検討会議の対象児童の増加を抑制するため，ハイリスク家庭に対して早期支援ができる体制づくりに努めていきます。

<全市>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	92	133	133	139	144
確保方策(児童家庭相談事業)	108	108	108	139	144
過不足	16	▲25	▲25	0	0

※量の見込みの欄の平成 27，28 年度は実績値，平成 29 年度は実績見込値，平成 30，31 年度は計画値を表しています。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業です。

【対応方針】

- ・提供体制の確保は、小学校の余裕教室の確保や特別教室の併用での対応を基本としますが、対応できない場合は、保育所併設型、既存保育施設の共同利用、民間物件の借入れ、民間事業者による受入れ等による対応を検討し、必要な施設を確保します。

※量の見込みの欄の平成 27, 28 年度は実績値、平成 29 年度は実績見込値、平成 30, 31 年度は計画値を表しています。

＜中央・本通児童会＞

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	49	43	49	56	60
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	29	35	29	22	18

＜中央・港町児童会＞

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	33	36	25	25	24
確保方策	38	78	78	38	38
過不足	5	42	53	13	14

＜中央・両城児童会＞

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	29	29	28	28	28
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	9	9	10	10	10

＜中央・呉中央児童会＞

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	65	70	61	68	73
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	22	8	17	10	5

<中央・荘山田児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	46	54	53	56	56
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	32	24	25	22	22

<中央・明立児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38	55	62	65	67
確保方策	38	38	38	76	76
過不足	0	▲17	▲24	11	9

<中央・和庄児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	52	47	48	49	50
確保方策	78	78	78	78	78
過不足	26	31	30	29	28

<中央・長迫児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	16	17	26	27	27
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	22	21	12	11	11

<吉浦・吉浦ふたば児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	39	47	53	52	52
確保方策	76	76	76	76	76
過不足	37	29	23	24	24

<吉浦・落走児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	12	—	—	—	—
確保方策	20	—	—	—	—
過不足	8	—	—	—	—

※吉浦小学校へ統合

<警固屋・警固屋児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22	16	28	26	25
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	16	22	10	12	13

<阿賀・阿賀いずみ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	98	100	93	95	92
確保方策	118	118	118	118	118
過不足	20	18	25	23	26

<阿賀・原児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	23	19	27	25	23
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	15	19	11	13	15

<広・広みさか児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	79	76	77	78	76
確保方策	112	112	112	80	80
過不足	33	36	35	2	4

<広・白岳すみれ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	118	124	118	112	110
確保方策	112	152	152	120	120
過不足	▲6	28	34	8	10

<広・横路バンビ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	117	149	166	165	166
確保方策	120	120	120	120	194
過不足	3	▲29	▲46	▲45	28

<広・広児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	97	107	113	112	111
確保方策	78	78	118	118	118
過不足	▲19	▲29	5	6	7

<広・広南かもめ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	27	21	37	39	38
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	11	17	1	▲1	0

<仁方・仁方あいじ児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	38	47	48	46	45
確保方策	40	40	40	40	78
過不足	2	▲7	▲8	▲6	33

<宮原・宮原児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	32	31	33	31	32
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	6	7	5	7	6

<宮原・坪内児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	34	26	23	23	22
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	4	12	15	15	16

<天応・天応わかば児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	34	34	31	32	32
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	4	4	7	6	6

<昭和・昭和西なかよし児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	69	79	80	79	81
確保方策	76	76	76	76	114
過不足	7	▲3	▲4	▲3	33

<昭和・昭和中央ひかり児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	83	89	96	95	95
確保方策	76	116	116	116	116
過不足	▲7	27	20	21	21

<昭和・昭和南ひまわり児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	34	43	42	40	39
確保方策	38	38	38	38	76
過不足	4	▲5	▲4	▲2	37

<昭和・昭和北児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	85	81	99	95	94
確保方策	80	80	80	80	118
過不足	▲5	▲1	▲19	▲15	24

<郷原・郷原児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	54	56	64	59	56
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	26	24	16	21	24

<安芸灘・蒲刈児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	17	22	24	23	23
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	23	18	16	17	17

<川尻・川尻児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	47	62	59	58	60
確保方策	80	80	80	80	80
過不足	33	18	21	22	20

<音戸・波多見児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	52	59	63	64	62
確保方策	38	38	78	78	78
過不足	▲14	▲21	15	14	16

<音戸・音戸児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	33	27	35	36	35
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	5	11	3	2	3

<倉橋・明德児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	16	19	36	22	21
確保方策	40	40	40	40	40
過不足	24	21	4	18	19

<倉橋・倉橋スマイル児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	—	—	12	12	12
確保方策	—	—	19	19	19
過不足	—	—	7	7	7

※平成 29 年 9 月開設

<安浦・安登つくし児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	19	14	20	19	17
確保方策	38	38	38	38	38
過不足	19	24	18	19	21

<安浦・安浦さつき児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	58	76	75	74	76
確保方策	78	78	78	80	80
過不足	20	2	3	6	4

※学校統合により平成 28 年度から内海児童会，三津口児童会を統合。

平成 27 年度は，内海児童会の数値。

<安浦・三津口児童会>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	12	—	—	—	—
確保方策	38	—	—	—	—
過不足	26	—	—	—	—

※学校統合により平成 28 年度から内海児童会，三津口児童会を統合。

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が，認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し，円滑に利用できるよう，市や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける等利用者支援を図る事業を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して，特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日常品，文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を行います。

第3章 実施計画

実施計画中、「現状と課題」及び「施策の方向性」に追記等した箇所には、網掛けをし、平成27年度の計画策定時以降に新規等で追加された事業は、太枠で囲んでいます。

1 基本目標1：地域で子どもと子育て家庭を支える支援

重点施策（1）地域における子育て支援の充実

■現状と課題

- ◇ アンケート調査（呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書参照）によると、市内に子育てを支援する人（祖父母、兄姉、親族等）がいる割合は80%を超えているものの、日頃から支援を受けられる家庭は50%程度にとどまっており、核家族化の進展と子育てに関する親の負担が伺える結果となっています。
- ◇ 他県から転入してきた家庭や父親が長期不在となる家庭も多く、母親が孤立しやすいという指摘があり、育児サークル・子育て支援団体等、子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや、居宅・施設における子育て支援サービスの一層の充実が必要となっています。
- ◇ 地域子育て支援拠点事業は「くれくれ・ば」「ひろひろ・ば」及び認定こども園等で実施していますが、アンケート結果では利用率は全体の20%程度にとどまっているものの、0歳児を持つ保護者については「今後利用したい」、「利用日数を増やしたい」という回答は75%を超えており、事業の必要性の高さが伺える結果となっています。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業は、保育所、幼稚園、児童会等の送迎と前後の預かり、保護者等外出時の援助が活動の中心であり、ほかに民間の託児サービスなどの選択肢もあることから、相互の役割分担を図りながら、事業の更なる周知が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、アンケート結果によると、放課後における過ごし方の中で放課後児童会は、小学校低学年では58%で一番高く、高学年でも35%と全体の中では4番目になっており、高学年でもある程度の需要があることが伺えます。中央地区や広地区などでは放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設の整備や人材確保が求められています。

■施策の方向性

- ◇ すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるように、高齢者の活躍の場の拡大を含め、様々な地域の資源の活用を図ります。
- ◇ きめ細やかな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、情報提供を行いながら、保護者の利便性向上を図ります。

- ◇ また、子育て中の保護者が相互に交流し、子育てについての相談や各種情報の提供などを行う地域子育て支援拠点の未開設の地区への設置を検討します。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し、病児・病後児保育、幼稚園における預かり保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇ また、新たに事業への参入を検討する事業者に対して、円滑に事業実施が行えるよう、相談、助言等を行います。

事業名	概要	担当課
利用者支援	子どもやその保護者、又は妊娠している方などがその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課 健康増進課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。また、平成29年1月より24時間サポートを実施しています。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能を提供する。	子育て支援課 子育て施設課
子育て家庭育児支援事業（ショートステイ）	保護者が病気等のため、児童の養育が一時的に困難となったとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
子育て家庭育児支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事等のため、恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に、児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	児童が病気の時、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象として受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課

事業名	概要	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
児童手当	次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという観点から、中学校修了までの児童を対象に支給する。	子育て支援課
多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課
産前・産後サポート事業(新規)	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、専門家等による相談支援等を行う。	健康増進課
産後ケア事業(新規)	産後、退院直後の母子に対して、助産所等で心身のケアや育児のサポートを行う。	健康増進課



重点施策（２）教育・保育サービスの充実

■現状と課題

- ◇ アンケート調査（呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書参照）によると、保護者の両方が働いている（フルタイム、パートタイム、アルバイト等）割合が全体の約 58%を占めており、認可保育所、幼稚園等の教育・保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業等に対する潜在的ニーズの高まりが伺える結果となっています。
- ◇ 教育・保育事業は、各提供区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」の取りまとめをニーズ調査に基づき行っていますが、提供区域によっては、確保方策が追いついていない地域があるため、受け皿としての施策が求められています。
- ◇ 市内全体の子どもの将来人口は減少が見込まれていますが、中央地区や広地区などでは放課後児童会の利用増加が見込まれる地区もあり、受入れ施設の整備や人材確保が求められています。
- ◇ 延長保育事業は、平成 29 年度末現在 33 か所で実施していますが、利用者数は増加傾向にあり、延長保育事業を実施している保育所への入所希望が集中する傾向にあります。
- ◇ 共働き家庭の増加とともに、就業構造の変化、就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育サービスの維持・確保を図るとともに、多様な就労形態を始め、子育ての負担軽減、緊急時の保育ニーズなどに対応できる弾力的できめ細やかな保育サービスの提供が必要です。
- ◇ アンケート調査の結果から、人口が集中する中央地区・広地区・昭和地区のある三つの提供区域において、教育・保育の提供量が不足することが見込まれ、供給確保のため、地域型保育事業等の活用を検討する必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、就学前の教育・保育を安定的に提供できるよう、量の拡充、質的向上を図ります。
また、呉市内のどの教育・保育施設に通っても同等程度のサービスが受けられるよう、教育・保育の質の維持・向上に努めます。
- ◇ 教育・保育事業については、既存の施設の定員拡大等、最大限の努力に努めるとともに地域型保育事業の促進や認定こども園への移行を促すことで教育・保育施設の確保を図ります。
- ◇ 保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◇ 「呉市公立保育所・幼稚園の再配置計画」を進めていく中で、効率的な保育所の運営等について検討していきます。

- ◇ 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域における子育て支援を行う「認定こども園」の普及を図ります。
- ◇ 子どもの発達や学びの連続性を確保するために、保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進を図ります。
- ◇ 幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ちながら、子どもの育ちの場を確保しつつ、利用者にとって利便性の高い幼児教育・保育を充実させるため、認定こども園の設置を支援します。なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を進めるものとします。
- ◇ 市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の職員等を対象に保育・教育のスキルアップや安全管理等に関する研修会を定期的に行い、職員等の資質向上に努めるとともに、相互の連携を深めます。

事業名	概要	担当課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て支援課 学校教育課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
地域型保育事業	保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
(再)一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象として受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
(再)多様な主体による新規参入	子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、様々な事業者の能力を活用しながら、事業の促進が必要である。また、新規に参入した事業者が、安定的かつ継続的に事業を運営し地域との関係を築くためには、一定の時間を要することから、新規事業者が円滑に事業を実施できるように、相談・助言等の支援を行う。	子育て支援課 子育て施設課

重点施策（3）子育て支援のネットワークづくり

■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、子育てサロン、サークル等の交流事業の認知度は約 63%と過半数を超えているものの、「利用したことがある」「今後利用したい」と回答した保護者は 30%を下回っており、身近に情報が入る広報の在り方の検討が必要です。
- ◇ アンケート調査によると、子育て情報を入手する手段としてインターネットと回答した保護者は、祖父母・兄弟姉妹・友人に次いで 68%と高い割合を示しており、呉市の子育て総合ポータルサイトである「くれ子育てねっと」の充実が望まれています。併せて、スマートフォンの普及により、いつでも、どこでも情報を取得しやすい環境が求められています。
- ◇ 呉市すこやか子育て協会が子育てサークルの代表と企画運営する「チャイルド・フェスタ in くれ」など、サークル同士の交流については、今後も継続して実施していくよう努める必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 子育てを地域全体で支えるため、子育てに関する情報が手に入りやすい仕組みづくりを念頭に、子育て支援サービスの向上に努めます。
- ◇ 呉市すこやか子育て協会及び子育て当事者と連携しながら、子育て支援団体の育成、地域協働による子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ◇ 子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」の機能充実に努めます。
- ◇ 子育て中の家庭と子育て経験豊かな地域の高齢者等とが、子育てを通じて異世代間交流が可能となる機会の創出に努めます。

事業名	概要	担当課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	子育て支援課
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。	子育て支援課
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

重点施策（４）子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

■現状と課題

- ◇ 市内に４か所ある児童館は、誰でも自由に利用できる施設として、地域の子どもたちに健全な遊びを教える場としての役割を果たしています。
- ◇ 放課後児童会は、保護者が就労等により、昼間家庭に居ない小学生の児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用し適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業として３４か所で実施しています。
- ◇ 保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。

■施策の方向性

- ◇ 共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき一体型を中心とした放課後児童会等の総合的な放課後対策を検討していきます。
- ◇ 全ての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。
- ◇ 「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連３法」により、放課後児童会の対象が全ての学年に拡大されることに伴い、平成２７年度から平成２９年度にかけて、小学４年生から６年生を段階的に受け入れていきます。
- ◇ 友達や地域の大人などと交流しながら、地域で様々な体験活動ができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

事業名	概要	担当課
児童館	児童に健全な遊びの場を与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て支援課
(再)放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再)子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

2 基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

重点施策（1）子どもや母親の健康の確保

■現状と課題

- ◇ 乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが重要です。
- ◇ 妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。
- ◇ 新生児家庭訪問指導及びこんにちは赤ちゃん事業については、早期に訪問することで産後の育児不安の解消や地域とのつながりを図ることが必要です。
- ◇ 乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等により対象者全員の把握に努める必要があります。
- ◇ 今後も、核家族化・少子化の進行による家庭の養育力の低下が懸念されることから、妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図ることが必要です。

■施策の方向性

- ◇ 「第3次健康くれ21」に基づき、親子の健康保持・増進に対する適切な働き掛けに努めます。
- ◇ 母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊産婦・新生児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。
- ◇ 妊婦教室への父親の参加、育児教室の充実や専門職による子どものこころの健康づくり相談、学校における生活習慣病予防を推進します。
- ◇ 子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、情報提供や相談体制の充実に図り、保護者の育児不安の解消や虐待防止に努めます。

事業名	概要	担当課
予防接種の実施	子どもの健康を守るため、予防接種法に基づき、乳幼児、児童生徒の予防接種を実施する。	保健総務課
母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、新生児等や妊産婦の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課

事業名	概要	担当課
(再)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	健康増進課
妊婦・育児教室，相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安，虐待，いじめ等の問題について，専門職（児童精神科医，心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課
学校保健委員会の設置	医療機関，PTA，学校の関係者等で組織する委員会を設置し，児童生徒の健康の保持・増進を図る。	学校安全課
(再)ファミリー・サポート・センター事業（妊産婦支援事業）	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に，育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再)産前・産後サポート事業（新規）	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について，専門家等による相談支援等を行う。	健康増進課
(再)産後ケア事業（新規）	産後，退院直後の母子に対して，助産所等で心身のケアや育児のサポートを行う。	健康増進課
産婦健康診査事業（新規）	産婦の母体の回復や精神状態の把握をするための健診を実施する。	健康増進課
新生児聴覚検査（新規）	聴覚障害の早期発見，早期療育につなげるための新生児聴覚検査費用の一部を助成する。	健康増進課
就学時健康診断（追加）	就学予定児に対して健康診断を行い，その結果に基づき保健上必要な助言を行います。	学校安全課
児童生徒定期健康診断（追加）	児童生徒の健康状態を正しく把握し，心身の健康増進を図るために，学校保健安全法に基づき学校医及び学校歯科医による健康診断，視力検査，聴力検査，心音心電図検査及び尿検査を実施します。	学校安全課



重点施策（２）「食育」の推進

■現状と課題

- ◇ 平成 30 年 3 月に策定した「第 3 次健康くれ 2 1」に沿って、市民と行政がそれぞれの立場から、「食」について考え、食育に計画的に取り組んでいます。
- ◇ アンケート調査（「第 3 次健康くれ 2 1」参照）によると、朝食を食べる年長児は 95.6%，小学校 6 年生は 91.5%となっていますが、栄養バランスと量を考えている人の割合は 33.2%となっています。
- ◇ 「朝ごはん食べよう運動」や子どもの食育教室により、朝食の重要性については、ある程度の理解を得られていると考えられますが、「どう食するのか（量やバランス,誰と食するか等）」の啓発も併せて必要です。

■施策の方向性

- ◇ 乳幼児期から望ましい食習慣を身に着け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べよう運動	幼稚園・保育所等の児童とその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんを始め、望ましい食生活についてエプロンシアターや講話等によって啓発する。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業 (減塩でおいしい！食育)	関係機関と連携し、「食」を正しく選択する力を身につけるため、指導用リーフレットを作成し、幼児・児童・生徒、保護者への啓発を行う。	健康増進課
おいしい減塩食で健康生活推進事業	保育所等に通園している子ども達はもとより、各保護者に対して「減塩」による健康づくりを推進するための指導・啓発活動を行う。	子育て施設課

重点施策（3）思春期保健対策の充実

■現状と課題

- ◇ 思春期における性行動の低年齢化により，人工妊娠中絶や性感染症の増加が指摘されています。また，思春期の子どもたちの不健康なやせ，喫煙，飲酒，薬物乱用等，健康に対する影響が懸念されています。
- ◇ 児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して，生命の尊さや，父性・母性観を養えるよう，思春期触れ合い体験学習を実施しています。
- ◇ 学校，保健所及び地域が連携し，地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 思春期の子どもたちに対して，学校保健と連携し，性に関する適切な知識の啓発を行うとともに，不健康なやせ，喫煙，飲酒，薬物乱用等の有害性について，正しい知識の普及と理解の促進を図り，自ら正しい判断ができるよう支援していきます。

事業名	概要	担当課
高校生の0・1・2歳ふれあい体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して，高校生を対象とした赤ちゃんふれあい講座を行う。	子育て支援課
思春期喫煙予防教室	未成年者への喫煙予防を啓発する。	健康増進課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談を行うとともに，随時電話や来所で相談を受ける。	健康増進課
思春期触れ合い体験学習	性と生命と育児について学ぶため，小・中学生を対象に，乳幼児と触れ合う体験を提供する。	健康増進課
喫煙，飲酒，薬物乱用防止教室	小・中・高等学校における健康教育の中で，児童生徒を対象に，喫煙，飲酒，薬物乱用防止に関する指導を行う	学校安全課

重点施策（４）小児医療の充実

■現状と課題

- ◇ 夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しており、その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。
- ◇ 0歳児から小学校入学前までの入院・通院と、小学6年生までの入院に係る、医療費の自己負担について助成しています。（平成29年10月からは、通院については小学校6年生まで、入院については中学校3年生まで助成の対象を拡大しています。）
- ◇ 未熟児や小児慢性特定疾病にかかっている児童等に、医療費等の給付又は自己負担分の一部を助成しています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実を図るとともに、啓発に努めます。
- ◇ 「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保を図るとともに、いつでも安心して受診できる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。
- ◇ 呉市内の小児科医の減少に鑑み、呉市医師会や各医療機関とも連携を図りながら、小児医療体制の維持・確保に努めます。

事業名	概要	担当課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日9時～18時	福祉保健課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日19時～22時40分	福祉保健課
乳幼児等医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
未熟児養育医療給付（追加）	未熟児で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費等を給付する。	保健総務課
小児慢性特定疾病医療費助成（追加）	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、医療費等の自己負担分の一部を助成する。	保健総務課

3 基本目標3：子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

重点施策（1）次代の親の育成

■現状と課題

- ◇ 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童と触れ合う機会が減少しています。
- ◇ これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるよう、乳幼児などとの触れ合いや交流機会の充実を図っています。

■施策の方向性

- ◇ 次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児と触れ合う機会の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
(再) 高校生の0・1・2歳ふれあい体験講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした赤ちゃんふれあい講座を行う。	子育て支援課
(再) 思春期触れ合い体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児と触れ合う体験を提供する。	健康増進課

重点施策（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

■現状と課題

- ◇ 少子化が進展し、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっている傾向がある中、学校では、単に学力を定着させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。そのため、学校規模の適正化を図っていく必要があります。
- ◇ 子どもたちが、自分や他人の人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身に着けるためには、義務教育９年間を見通し、小・中学校の一貫した教育環境の充実が必要です。
- ◇ 今後は、きめ細やかな指導の充実や個に応じた学習を推進していくとともに、健康、安全な環境で、小学校と連携した幼児教育の充実に努めていく必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 未来を担う子どもたちの、「確かな学力」と「社会性」を育むため、適正規模をめざした学校統合を推進します。
- ◇ 子どもたちに、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という資質・能力の育成に向けて、義務教育９年間を見通した全教育活動の充実を図ります。
- ◇ 子どもたちが、確実に学習内容を身に付けることができるよう、個別学習や習熟の程度に応じた学習等の指導方法や、教師間の協力による指導体制について工夫改善を図ります。
- ◇ 幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保・幼・小連携の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
学校適正規模適正配置事業	適正規模をめざした、学校統合を推進する。	教育総務課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の９年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育９年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やティーム・ティーチングにより、個に応じた指導を充実する。 中学校教員が専門性を生かし、小学校への乗り入れ授業を計画的に行う。	学校教育課
呉市保幼小連携に関する代表者会	保育園（所）・幼稚園・認定こども園・小学校と行政等関係機関が連携し、幼児期の教育から小学校の教育への円滑な接続を図る。	学校教育課

事業名	概要	担当課
(再) 保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
(再) 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
(再) 幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	子育て支援課 学校教育課



重点施策（３）家庭や地域の教育力の向上

■現状と課題

- ◇ 核家族化に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとの触れ合いを通じて父性・母性観を育てるといった機会の減少をもたらすおそれがあり、地域においても子どもと触れ合う機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を推進することが必要です。
- ◇ スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子の触れ合いの機会の充実を図ります。
- ◇ 地域の大人と子どもが共同して実施する交流活動や、地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ◇ 民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	良好な親子関係づくりに効果的な取組を検討・実施し、家庭教育の充実を図る。	文化振興課
家庭教育相談事業	呉市教育会教育相談部に属する教員OB等が行う相談事業。	文化振興課
スポーツ少年団	日本体育協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成を行う。	スポーツ振興課

重点施策（４）青少年の健全育成及び非行等への対応

■現状と課題

- ◇ 呉市青少年指導センターによる教育相談，スクールカウンセラーの配置，適応指導教室「つばき学級」の設置，メンタルフレンドの派遣，生徒指導員等により生徒指導上の諸問題等への対応を図っています。

■施策の方向性

- ◇ 学校を始め，地域の関係機関の連携の下，いじめ，不登校，非行，引き籠もり等への対応など，子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。
- ◇ 性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働き掛けます。

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	子どものしつけ，問題行動，進路等に関する相談活動や市内巡視，街頭指導等を実施する。	文化振興課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校等の問題に対応するため，児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として，専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	学校安全課
広島県スクールカウンセラー（県実施事業）	不登校等への対応について，カウンセラーから指導・援助を受けることにより，児童生徒の悩み，不安，ストレスの解決を図る。	学校安全課
適応指導教室「つばき学級」	小・中学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング，集団生活への適応指導，学習の援助を行う。	学校安全課
メンタルフレンド派遣事業	不登校児童生徒に対して，理解と情熱を有する大学生等を派遣し，不登校児童生徒の自主性，社会性等の伸長を援助する。	学校安全課
生徒指導員派遣事業	小・中学校の生徒指導を援助するため，学校の実態に応じて生徒指導員を派遣する。	学校安全課
呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業（新規）	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し，学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで，生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課

4 基本目標4：子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

重点施策（1）子どもの安全の確保

■現状と課題

- ◇ 地域コミュニティづくりや地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図っています。また、呉こども110番の家については協力店舗や家庭等は減少していますが、今後、協力店や家庭等を増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。
- ◇ 呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための防犯知識の周知を図ります。

事業名	概要	担当課
交通安全活動推進事業	交通安全日の早朝街頭指導等、交通安全推進協議会連合会及び各地区協議会を中心とした交通安全活動を実施する。	地域協働課
自主防犯グループ育成	各小・中学校のPTAや商店街、地域の人が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動等の自主的な防犯活動を支援する。	地域協働課
呉こども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼び掛けを行う等して、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るとともに、「自分の身は自分で守る」ための能力を育成する。	学校安全課
呉こども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	学校安全課
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携した取組を行うことで、安心・安全な地域づくりを推進する。	学校安全課
不審者情報等配信サービス（守るネット）	不審者情報等を携帯電話に配信し、情報の共有化や子どもを守る活動の充実を図る。	学校安全課
呉市要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、支援の内容について協議する。	子育て支援課

重点施策（２）安心して外出できる環境の整備

■現状と課題

- ◇ 地域が子どもや子育て家庭に配慮された優しい環境であることは、子どもを健やかに安心して生み育てるための重要な要素のひとつです。親子が安全に、かつ、安心して外出でき、利用しやすい施設整備や、子どもがのびのび活動できるまちづくりが引き続き必要です。
- ◇ 歩道の視覚障害者誘導ブロック設置、舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが、更なるバリアフリー化に努めています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、交通安全対策等を推進します。
- ◇ 呉市に発生した災害等の情報について、防災行政無線による放送、呉市防災情報メール、緊急速報メール等により配信します。

事業名	概要	担当課
公園緑地の整備	全ての人が憩うことのできるコミュニティ活動の場として、市民が親しみやすい公園整備を進める。	土木維持課
遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行う。	土木維持課
道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し、市民生活の安全・安心を確保する。	土木維持課 地域協働課
呉市防災情報メール 配信サービス	市民の防災対策などに役立てていただくため、災害時における緊急かつ重要な防災情報を、あらかじめ登録した携帯電話等に配信する。	危機管理課
呉市防災行政無線 テレホンサービス	防災行政無線で放送した最新の内容を電話で確認できるサービス	危機管理課
緊急速報メール	呉市が避難勧告等の緊急情報を緊急速報メールに対応している呉市域の携帯電話に配信するサービス	危機管理課

重点施策（3）安全・安心なまちづくりの推進

■現状と課題

- ◇ 防犯灯（街灯）の設置や維持管理等，防犯施設の整備に努めています。
- ◇ 街区公園数は年々増加しており，平成 29 年 4 月で 311 か所となっています。

■施策の方向性

- ◇ 子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため，公営住宅や公共施設，大規模商業施設において，子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに，子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。
- ◇ 既存の公園の改修等，身近な公園の充実を図るとともに，既存の施設の活用により，子どもの遊び場の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
（再）公園緑地の整備	全ての人が憩うことができるコミュニティ活動の場として，市民が親しみやすい公園整備を進める。	土木維持課
（再）遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため，定期的な保守点検を行う。	土木維持課
防犯灯の設置等助成	自治会が管理する防犯灯の設置等を助成することにより，市民生活の安全・安心を確保する。	地域協働課
子育て世帯・多子世帯の市営住宅優先入居	子どもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住環境を確保する。	住宅政策課



5 基本目標5：子育てと仕事の両立支援

重点施策（1）切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児）

■現状と課題

- ◇ 少子化の主たる要因としては未婚化・晩婚化が強く影響していると言われ、男性、女性ともに各年代の未婚率が上昇しています。一般的に、価値観やライフスタイルの変化が要因とされていますが、結婚し、子どもを生み育てたいと願う人の希望がかなうよう、取組を充実させる必要があります。

■施策の方向性

- ◇ 将来、子どもを生み育てたいと願う人の希望がかなうよう、取組みを充実させるとともに結婚につながるような情報提供に努めます。
- ◇ 希望する妊娠・出産の実現のために、妊娠等に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ◇ 不妊治療に関する情報の提供や相談、支援体制の充実を図ります。

事業名	概要	担当課
（再）母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
（再）妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、新生児等や妊産婦の相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	健康増進課
（再）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	健康増進課
（再）妊婦・育児教室，相談	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室や個別相談を実施する。	健康増進課
（再）子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安，虐待，いじめ等の問題について，専門職（児童精神科医・心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課
ひろしま出会いサポートセンター（県事業）	結婚を考える人たちの“出会いのきっかけを”応援するため，平成26年8月に開設された。	子育て支援課
健康相談・女性の健康相談	健康や妊娠，不妊に関する支援制度などの情報提供や相談を受ける。	健康増進課
不妊専門相談センター（県事業）	不妊に関する不安や悩み，不妊の原因や不妊の検査，治療，女性の健康全般について相談を受ける。	健康増進課

事業名	概要	担当課
不妊治療費助成（新規）	不妊に悩む夫婦を対象に、一般不妊治療費及び特定不妊治療費の一部を助成する。	健康増進課
子育て世代包括支援センターの運営（新規）	助産師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	健康増進課
（再）産婦健康診査事業（新規）	産婦の母体の回復や精神状態の把握をするための健診を実施する。	健康増進課
若者交流セミナー（新規）	20～30代の未婚の男女を募集し、様々なテーマで交流を深め、呉の魅力を再認識してもらい、郷土愛を深め、将来を通じて呉で家庭を築いてもらうための出会いの場を創設する。	子育て支援課
婚活支援事業費補助事業（新規）	結婚を希望する市民等に出会いの場を提供するため、民間事業者が主催する婚活イベントやツアーに対し、事業費の一部を助成する。	子育て支援課

重点施策（２）ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

■現状と課題

- ◇ 男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」のバランスが保たれたものにすることが重要です。そのため、従来の働き方を見直し、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。
- ◇ 一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められます。しかし、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、制度を有効に活用するための普及・啓発とともに、制度を活用できる職場環境を醸成するための支援が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 在宅で保育を行う家庭を含む全ての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◇ 家庭・地域・企業等の社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う。	人権センター
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課
呉市中小企業融資制度（ワーク・ライフ・バランス資金）	中小企業者に対して、一般事業主行動計画の実行に要する資金を低利で融資する。	商工振興課
企業立地助成制度	工場等の新・増設を行う事業者に対し助成金を交付することにより、初期投資費用の軽減を図り、立地の促進と新規雇用の創出を目指す。	商工振興課

重点施策（3）子育てと仕事の両立の推進

■現状と課題

- ◇ アンケート調査によると、就学前の子どもを持つ保護者の育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が40.7%であるのに対し、父親は2.9%と低くなっています。
- ◇ 育休期間の希望（呉市子ども・子育て支援に関するニーズ調査参照）としては、「1年6か月以上2歳未満」が一番高く、42.1%を占めているものの、実際には「1歳以上1歳6か月未満」が一番高い66.0%となっています。
- ◇ 「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した中で、「今後、就労したい」と回答した割合は74.6%と高く、就労形態としては「パートタイム、アルバイト」と回答した保護者が88.1%となっています。
- ◇ 母親が育児休業制度を取得しなかった理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」が半数を占めており、母親が就労継続を断念して出産を優先するという二者択一の状況となっていることが伺えます。
- ◇ 働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しはもちろんのこと、男性にも家族の一員として家庭責任を分担する意識啓発を図るとともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

■施策の方向性

- 子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園・認定こども園における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
(再)ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
(再)保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
(再)認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	子育て施設課
(再)延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	子育て施設課
(再)地域型保育事業	保育を必要とする3歳未満の子どもを少人数（19人以下）で保育する。	子育て施設課

事業名	概要	担当課
(再) 休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
(再)放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
(再) 病児・病後児保育事業	児童が病気の時で、就労等で自宅での保育が困難な場合等に、病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
(再) 一時預かり事業	保護者が急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、又は育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象として受け入れる。	子育て支援課 子育て施設課
(再) 児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。	子育て支援課

重点施策（４）家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

■現状と課題

- ◇ 女性の勤続年数の長期化とともに、夫婦共働きの増加により、20歳代後半から60歳代前半にかけての年齢階層において女性就業率が上昇しています。また、夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回るなど男女の働き方も大きく変化しています。

■施策の方向性

- ◇ 家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する（子育て編・女性編・男性編として開催）。	人権センター
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	人権センター

6 基本目標6：支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

重点施策（1）児童虐待防止対策の充実

■現状と課題

- ◇ 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるなど問題を抱えており、要保護児童対策地域協議会を核とした保健・医療・福祉等の関係機関の連携が重要です。
- ◇ 児童虐待に関する相談は年々増加しており、児童虐待問題は依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。問題が起きてからの対応ではなく、地域全体で子育て家庭に積極的に関わるなど子育て家庭の孤立化防止への取組が必要です。

■施策の方向性

- ◇ 要保護児童対策地域協議会（代表者、実務者、個別ケース検討会議）の機能強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応はもとより適切な支援及び未然防止に努めます。
- ◇ 子育て家庭の孤立化防止に向けて、地域の子育て支援者の育成、主任児童委員のサポート、子育てサークル支援などの人材育成や地域のネットワーク化への取組を推進します。
- ◇ 児童相談窓口への適正な家庭児童相談員の配置、ファミリー・サポート・センター事業、子育てヘルパー派遣事業などを更に充実させ、子育ての不安、負担の軽減を図り、子育てをしやすいまちづくりを推進します。
- ◇ 地域の企業や民生委員児童委員協議会等と連携して声掛けや次代を担う高校生や未婚者等への啓発活動を推進します。

事業名	概要	担当課
（再）呉市要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課
児童虐待防止啓発事業	地域行事での啓発活動や学生によるオレンジリボンキャンペーンを支援し、啓発事業を行う。	子育て支援課
（再）養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭へ子育てヘルパーを派遣し、家事育児支援を行う。	子育て支援課
（再）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と民生委員児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。	健康増進課
（再）子どものこころの健康づくり相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門職（児童精神科医、心理療法士）が相談を受ける。	健康増進課

重点施策（２）子どもの貧困対策（ひとり親家庭等）

■現状と課題

- ◇ ひとり親家庭やその家庭の子どもが、より豊かで充実した生活を営み、自立した生活を送ることができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を計画的に推進していく必要があります。
- ◇ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

◇ 子どもの貧困対策における効果的な支援の在り方を検討するため、広島県と連携して平成29年7月に行った「子どもの生活に関する実態調査」の結果を分析し、課題を抽出します。

■施策の方向性

- ◇ 経済的支援や就労支援を通じ、生活の安定と自立に向けて支援を行います。
- ◇ 母子・父子家庭への相談体制を通じ、生活の安定と自立に向けての支援を行います。
- ◇ 国が策定する「子どもの貧困対策」に係る具体的重点施策である「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「子どもの貧困に関する調査研究等」「施策の推進体制等」の動向を見極めるとともに、教育・福祉関連部局との連携強化を図ります。

◇ 生活実態調査の分析結果を基に現在、実施している事業に加えて、効果的な施策について、全庁的、横断的に検討を行い、順次、実施していきます。

事業名	概要	担当課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子・父子自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等に支給する。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母（父）子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税相当）の医療保険診療の自己負担分を助成する。	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金制度	母（父）子家庭等及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸付けを行う。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母（父）子家庭の母（父）が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	子育て支援課

事業名	概要	担当課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母（父）子家庭の母（父）が、就職に有利な資格（看護師，介護福祉士，保育士，理学療法士，作業療法士，准看護師）取得のために養成機関で修業する一定期間，給付金を支給する。	子育て支援課
J R通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJ R列車（J Rバスを除く。）の通勤用の定期券に特定運賃が適用される。	子育て支援課
（再）養育支援家庭訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し，子育てヘルパーを派遣し，家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
（再）ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に，育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者に有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
実費徴収を伴う子育て支援事業	保育料の徴収に際し，教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際，実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため，公費による補助を行う。	子育て施設課
ひとり親家庭メールマガジン配信事業	呉市内に居住のひとり親家庭の方々を中心に，自立や就業に役立つ情報を定期的にメール配信する。	子育て支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母（父）子家庭が就業により自立することを目的に，相談を通じて自立支援プログラムを策定し，ハローワークとの連携の上，きめ細やかな自立支援事業を行う。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等支援事業	ファミリー・サポート・センターの利用料を2分の1助成することで，仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりができるよう，支援する。	子育て支援課
子どもの学習支援事業	子どもが日常的な生活習慣や基礎学力を身に着けるよう学習会を週1回開催し，子どもに対する学習支援を行い，生活保護世帯及びひとり親家庭等の子どもが健全に育成される環境を整備する。	生活支援課
就学奨励事業（追加）	経済的な理由によって，就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し，就学のために必要な援助を行う。	学校教育課
（再）呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業（新規）	教育や福祉に関する専門的知識等を有する者を学校等に派遣し，学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行うことで，生徒指導上の諸問題の解決を図る。	学校安全課

事業名	概要	担当課
(再) 乳幼児等医療費助成 (追加)	乳幼児等の医療費の自己負担分の一部を助成する。	子育て支援課
住居確保給付金の支給 (追加)	離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対して、一定の期間、家賃相当額を支給する。	生活支援課
生活困窮者自立相談支援事業 (新規)	生活困窮者からの相談に対応し、一人ひとりの抱えている課題を把握、支援プランを作成しながら、就労支援など自立に向けた支援を行う。	生活支援課
生活保護受給者等就労自立 促進事業 (追加)	就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護や児童扶養手当を受給している方などの就職を支援する。	生活支援課

重点施策（3）障害児施策の充実

■現状と課題

- ◇ 自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害（LD）や，注意欠陥・多動性障害（ADHD）など，発達障害のある子どもに対する指導及び支援が課題となっていることから，呉市障害者基本計画・呉市障害福祉計画・呉市障害児福祉計画との整合性を確保しながら，障害のある子どもに対し，障害の重度・重複化や多様化に対応するとともに，障害のある子どもの特性に応じた療育・教育を充実していく必要があります。
- ◇ 特別支援学級の在籍者数が増加しているとともに，障害の重度・重複や多様化等が進んでいる傾向にあることから，子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育的支援を行うことが求められています。

■施策の方向性

- ◇ 障害のある子どもの社会的な自立を促進するため，年齢や障害などに応じた専門的な療育を提供します。
- ◇ 障害のある子どもとその保護者に対する相談，指導，支援の充実を図り，家族の負担軽減等に努めます。
- ◇ 障害のある子どもの保育に適した環境整備に努めるとともに，障害のある子どもの進路選択の幅を広げるため，保育所や幼稚園・認定こども園における受け入れ体制の整備を図り，障害児保育の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
児童療育相談事業	専門医などが発達障害等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ，適切な指導及び助言を行う。	障害福祉課
児童発達支援	施設に通わせ，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。	障害福祉課
医療型児童発達支援	上肢，下肢又は体幹の機能の障害のある児童を，施設に通わせ，児童発達支援及び治療を行う。	障害福祉課
放課後等デイサービス	就学している児童を，授業の終了後又は休業日に施設に通わせ，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他の便宜を提供する。	障害福祉課
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う児童に対し，当該施設を訪問し，当該施設における児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を提供する。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する児童の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画の作成を行う。	障害福祉課
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障害を有する20歳未満の障害児を家庭で看護している者に対して支給する。	障害福祉課
障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障害があるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	障害福祉課
障害児保育事業	家庭、専門機関との連携を密にし、個々の障害の種類、程度に対応したきめ細やかな保育を行う。また、障害のある子どもを受け入れた保育所等が保育士の加配を行う場合に支援する。	子育て施設課
特別支援学級指導員	小・中学校の、特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に相談員を配置し、就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	学校安全課
(再)放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
居宅訪問型児童発達支援(新規)	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	障害福祉課

第4章 資料編

1 基礎データ

(1) 呉市内の幼稚園（平成30年3月現在）

[私立（認可）]

名称		所在地
1	阿賀中央幼稚園	阿賀中央6-13-3
2	呉中央幼稚園	広古新開2-2-15
3	山手幼稚園	山手1-2-6
4	せんとく幼稚園	中通2-6-18
5	聖慈幼稚園	海岸3-5-41
6	みのり幼稚園	吉浦中町2-8-28
7	ひかり幼稚園	上山田町2-28
8	善通寺幼稚園	広中新開2-2-10
9	呉あそか幼稚園	清水2-1-26
10	至心幼稚園	郷町4-25
11	宝徳幼稚園	阿賀北7-20-15
12	天応めぐみ幼稚園	天応西条1-3-12
13	焼山こぼと幼稚園	押込西平町29-84
14	焼山フタバ幼稚園	焼山中央1-6-22
15	桜ヶ丘幼稚園	焼山桜ヶ丘2-6-28
16	西方寺幼稚園	東中央2-4-14
17	やよい幼稚園	広文化町1-52
18	とくふう幼稚園	広本町3-15-24
19	花の木幼稚園	焼山中央3-17-23
20	昭和幼稚園	栢原町西谷638-2
21	焼山みどり幼稚園	焼山東1-19-17
22	スカウトランドひまわり幼稚園	中央5-12-18
23	川尻光幼稚園	川尻町森2-5-32
24	安浦幼稚園	安浦町内海北1-10-16

[公立]

名称		所在地
1	豊島幼稚園	(休園)
2	ゆたか幼稚園	豊町大長字中大浦4783

(2) 呉市内の保育所(園)(平成30年3月現在)

[私立(認可)]

名 称		所 在 地
1	救世軍呉保育所	青山町1-4
2	嶺南荘保育所	東畑2-2-18
3	平原保育園	平原町19-12
4	落走保育園	汐見町12-8
5	後藤保育所	宮原5-9-5
6	鍋保育所	警固屋4-1-11
7	阿賀保育園	阿賀中央2-7-7
8	横路保育所	広横路4-1-46
9	徳風保育園	広本町3-15-24
10	名田保育園	広白岳1-3-8
11	長浜東保育所 乳児施設 RUBY (長浜東保育所分園)	広長浜4-3-3 広白石1-4-9
12	呉聖園マリア園	和庄登町5-8
13	臨海保育所	広小坪1-50-15
14	焼山保育園	焼山東3-18-1
15	昭和保育園	枳原町西谷667-2
16	明和保育園	焼山ひばりヶ丘町18-15
17	鈴らん保育園	中央6-11-1
18	ときわ保育園	広横路3-11-32
19	警固屋みらい保育園 みらい乳児保育園 (警固屋みらい保育園分園)	警固屋8-8-17 本通3-4-16
20	昭和第2園ココロ	郷原町字林頭1995
21	郷原保育所	郷原町1946
22	坪内保育園	船見町1-2
23	原保育園	阿賀北3-1-8
24	延崎保育園	阿賀南4-2-29
25	川尻保育所	川尻町久俊1-7-15
26	くれよん保育園	広古新開2-2-15
27	あゆみ保育園	中央3-12-17
28	きらきら音戸保育園	音戸町波多見2-27-1

[公立]

名 称		所 在 地
1	中央乳児保育所	西中央4-8-2-101
2	山の手保育所	山手2-11-1-101
3	中新開保育所	広中新開1-2-20
4	三坂地保育所	広塩焼1-2-19
5	皆実保育所	仁方皆実町1-14-101
6	下蒲刈保育所	下蒲刈町下島1713-1
7	音戸保育所	音戸町高須2-1-9
8	倉橋保育所	倉橋町183-1
9	明德保育所	倉橋町7531-1
10	蒲刈保育所	蒲刈町田戸字志野辺2494-4
11	安浦中央保育所	安浦町中央3-3-7
12	安登保育所	安浦町安登西5-7-20

[地域保育所]

名 称		所 在 地
1	ゆたか保育所	豊町大長字中大浦4783

(3) 認定こども園（平成30年3月現在）

[私立（認可）]

名 称		所 在 地
1	銀の鈴こども園	東中央1-5-2
2	だいしん	吉浦中町1-9-18
3	仁方こども園	仁方西神町38-7
4	宮ヶ迫保育園	焼山宮ヶ迫1-1-3
5	天応	天応大浜2-1-5
6	川原石こども園	海岸4-1-13
7	よしうら	吉浦東本町2-3-30
8	焼山こぼと かえでの森（焼山こぼと分園）	押込西平町29-84 焼山西3-19-14
9	せいれんじ	伏原1-13-16
10	わかば幼稚園	仁方本町2-2-7
11	明德幼稚園	海岸3-11-14
12	しろはと	仁方棧橋通6-23
13	呉第一こども園	両城2-1-3
14	至心保育所	東中央3-1-5

(4) 小規模保育事業（平成 30 年 3 月現在）

[私立（認可）]

名 称		所 在 地
1	ひまわり保育園	中央 5-12-18
2	ニチイキッズ南横路保育園	広横路 1-8-32

(5) 呉市内の地域子育て支援拠点（平成 30 年 3 月現在）

名 称		所 在 地
■すこやか子育て支援センター		
1	呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば	宝町 2-50 レクレ 4 階
2	呉市すこやか子育て支援センター ひろひろ・ば	広古新開 2-1-3 広市民センター 3 階
■地域子育て支援センター		
3	救世軍呉保育所 S. A. エンジェルクラブ	青山町 1-4
4	阿賀保育園 わんぱくひろば	阿賀中央 2-7-7
5	郷原保育所 ニコニコランド	郷原町 1946
6	下蒲刈保育所 ぴよママ	下蒲刈町下島 1713-1
7	安浦中央保育所 きらきらエンジェル	安浦町中央 3-3-7
8	焼山こばと 子育て支援センターこばと	押込西平町 29-84
9	きらきら音戸保育園 キラキラスマイル	音戸町波多見 2-27-1
10	せいれんじ ちびっこランド	伏原 1-13-16

(6) 呉市内の小学校 (平成 30 年 3 月現在)

[公立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	仁方	仁方本町 1-6-6	20	港町	海岸 3-5-30
2	広南	広長浜 4-1-26	21	吉浦	吉浦中町 2-6-5
3	白岳	広駅前 1-6-1	22	天応	天応大浜 2-1-64
4	広	広杭本町 3-1	23	昭和西	焼山宮ヶ迫 1-3-1
5	三坂地	広中迫町 4-1	24	昭和中央	焼山中央 4-1-1
6	郷原	郷原町 1584-1	25	昭和南	焼山此原町 14-1
7	横路	広横路 4-1-9	26	昭和北	焼山本庄 1-6-1
8	阿賀	阿賀南 2-1-1	27	下蒲刈	下蒲刈町下島 3484-3
9	原	阿賀北 4-3-16	28	川尻	川尻町久俊 1-5-24
10	警固屋	警固屋 7-5-1	29	音戸	音戸町南隠渡 1-12-6
11	坪内	宮原 12-13-1	30	波多見	音戸町波多見 9-11-1
12	宮原	宮原 4-8-1	31	明德	倉橋町 7490
13	和庄	八幡町 10-7	32	倉橋	倉橋町 383-2
14	本通	寺本町 1-10	33	蒲刈	蒲刈町向 771
15	長迫	長迫町 12-5	34	安浦	安浦町内海北 1-2-5
16	明立	伏原 2-6-38	35	安登	安浦町安登西 5-7-19
17	荘山田	東中央 3-1-23	36	豊	豊町久比 2411-1
18	呉中央	西中央 4-10-52	-	延崎	(休校)
19	両城	三条 2-15-12	-	情島	(休校)

(7) 呉市内の中学校（平成 30 年 3 月現在）

[公立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	仁方	仁方棧橋通 16-8	15	吉浦	狩留賀町 8-6
2	広南	広長浜 4-1-9	16	天応	天応東久保 2-7-1
3	白岳	広駅前 2-11-1	17	昭和	焼山中央 6-9-1
4	広中央	広吉松 2-15-1	18	昭和北	焼山泉ヶ丘 2-11-1
5	郷原	郷原町 1706	19	下蒲刈	下蒲刈町下島 2119
6	横路	広横路 4-9-15	20	川尻	川尻町西 1-23-47
7	阿賀	阿賀中央 5-14-16	21	音戸	音戸町南隠渡 4-15-1
8	警固屋	警固屋 7-4-1	22	明德	音戸町藤脇 1-30-1
9	宮原	船見町 1-1	23	倉橋	倉橋町 383-2
10	和庄	和庄登町 3-18	24	蒲刈	蒲刈町向 771
11	東畑	東畑 2-7-38	25	安浦	安浦町中央 4-2-1
12	片山	東片山町 13-5	26	豊浜	豊浜町大字豊島 3438
13	呉中央	西中央 4-10-52	—	大冠	(休校)
14	両城	両城 2-22-15	—	音戸西	(休校)

[私立]

名 称		所 在 地
1	呉青山中学校	青山町 2-1

(8) 呉市内の特別支援学校（平成 30 年 3 月現在）

[広島県立]

名 称		所 在 地	名 称		所 在 地
1	呉南特別支援学校	阿賀中央 5-13-71	2	呉特別支援学校	焼山北 3-22-1

呉市子ども・子育て支援事業計画（改定版）

平成27年3月発行

平成30年3月改定

発行/呉市福祉保健部子育て支援課
子育て施設課

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

TEL (0823) 25-3254/FAX (0823) 24-6720

E-mail kodosien@city.kure.lg.jp
